

所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境の保全に貢献するとともに、一層安全で安心な農産物の生産に資するため、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を営むものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の種目、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって農業経営体(個人経営体、家族経営体又は組織経営体をいう。)の代表者であるもの(以下「代表者」という。)又は代表者で構成されている農業者団体(農業を行う者で組織される団体であって、規約等によって運営されているものをいう。以下「農業者団体」という。)とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者(法人にあっては、主たる事務所等が市内に所在している者とする。)
- (2) 市内において出荷・販売を目的に農産物を栽培するもの
- (3) 市内の農地について権原のあるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすもの(農業者団体にあっては、当該団体を構成する代表者を含む。)が、次の各号に該当するときは、補助対象としない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2条に規定する暴力団に係るもの
- (2) 市税(所沢市税条例(昭和25年告示第76号)第3条に掲げる税目をいう。)の滞納があるもの

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、別表に掲げる種目ごとに、所

沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、別表に掲げる補助対象経費に係る資材ごとに、1代表者につき1年度に1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定に基づき補助金を交付しないものと決定したときは、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第4条関係）

種目	補助対象経費	補助率等
生分解性マルチフィルム利用推進事業	生分解性マルチフィルム（生分解性プラマーク（グリーンプラマークを含む。）を取得したものに限り。）購入費	1 2分の1以内 2 補助の額は、1代表者当たり30,000円を限度とする。
緑肥利用推進事業	緑肥作物種子購入費	1 2分の1以内 2 補助の額は、1代表者当たり15,000円を限度とする。
フェロモン剤利用推進事業	1 フェロモン剤（交信攪乱剤含む）購入費 2 フェロモントラップ用資材購入費	1 2分の1以内 2 補助の額は、1代表者当たり15,000円を限度とする。

備考

- 1 補助対象経費に係る資材について、第三者に譲渡又は販売を行わないこととする。
- 2 補助対象経費に係る資材について、中古品として購入したものは、対象外とする。